

行政評価システムの見直し（案）（概要）

1 はじめに

国立市では、平成18年度から行政評価システムを導入・活用している。この行政評価システムについて、外部評価委員会である「国立市施策等評価委員会」から、行政評価システムに関する指摘を多数受けるなど、課題を多く持つことから、以下のとおり見直しすることとしたい。

2 行政評価システムを導入している理由

- ・目的に沿った議論により重点施策に財を投入する効果的・効率的な事業実施と予算編成の実現
- ・わかりやすく透明性の高い行政運営の実現
- ・職員一人ひとりの意識と行動様式の変革

3 行政評価システムの見直しの目的

- ・全庁的な事務負担の軽減を図る
- ・評価結果の効果を高める（積極的な事務事業の改善又は統廃合）
- ・急速に変化する時代の要請に対応するため、柔軟性を持たせる

4 事務事業評価の見直しについて

(1) 事務事業評価における現状の課題

- ・全庁的な事務負担が大きい
- ・各課でマネジメントシートを作成しているが、各課が適切に評価するための資料に留まっており、効果を高めていく必要がある
- ・裁量性の低い事業は3年に1度の評価としたため、施策評価時のコスト（事業費・人件費）の積み上げが難しい
- ・各事務事業は1施策のみに帰属させる整理としているが、施策の全体像をより正確に把握するため、事務事業を複数の施策に帰属させることについて検討が必要。

(2) 事務事業評価の対象について

全庁的に事務負担軽減のため、評価対象事業の絞り込みを行うこととする（10～20事業程度を想定）。なお、評価方法はこれまで同様、事務事業マネジメントシートを作成し評価することとする（マネジメントシートの項目は精査し、必要な修正を加える）。

※評価に際し、評価内容・結果、廃止を含む今後の方向性等は政策経営課による確認・調整を行うこととする。

(3) 評価対象事業の選定方法について

市が政策的に実施する「政策的事業」（政策予算で実施する事業）を中心に、政策経営課指定の事業を評価対象とすることとする。また、経常事務事業は課題や改善すべき事業について評価対象とすることとする。

※評価対象は、「実施計画上評価対象年度としている政策的事業」、「実施計画上評価対象年度としていないが、進捗管理すべき政策的事業」、「経常事務事業のうち、主管課として改善又

はスクラップを目指す事業」を基本とすることを想定している（複数事業をまとめて評価したい場合等、評価単位は柔軟に設定可能とする）。

また、評価対象事業は政策経営課で選定後、行財政健全化推進本部会議（又は庁議）で確認し、評価結果についても行財政健全化推進本部会議（又は庁議）で確認した上で公表することとする。

（４） 評価対象事業を絞り込むことによる課題及び対応

課題：

- ① 施策コストの積み上げが難しい、複数施策への紐づけについて検討が必要
- ② 事務事業評価をすることなく継続する事業が発生する。

対応：

- ① 全ての事務事業について「事務事業名、事務事業の概要、事務事業の実績・今後の計画、関連する施策（主たる関連施策及び副たる関連施策）、コスト（事業費及び人件費）」等を記載した資料の提出を求める（別紙参照）。
- ② 政策経営課から、事務事業の評価方法・評価の視点等を示し、各部において適切に改善に向けて取り組んでいただくよう依頼する。

（５） 事務事業評価の見直し後の効果

- ① 評価対象事務事業を減らすことで全庁的な事務負担の軽減が可能となる。
- ② 評価結果や今後の方向性等を、財政当局である政策経営課を含め議論することで予算との連動性が確保される。また、評価結果を行財政健全化本部会議（又は庁議）で確認することにより、廃止を含む次年度以降の方向性（事業内容や予算規模等）を庁内で合意形成が可能となる（評価結果に基づき庁内で合意形成された事項は、必要な措置を講じることとする）。

5 施策評価の見直しについて

令和元年度まで実施していた施策評価会議のあり方（廃止や効果的な運営等）については、各課長の意見を踏まえ検討する。また、事務事業評価の見直しに合わせ施策マネジメントシートに必要な修正を加える。

6 施策優先度評価・行政経営方針について

施策評価に基づき、理事者・部長職からなる施策優先度評価会議を開催し、行政経営方針としてまとめることとしており、基本的にこのプロセスの変更はしないこととする。ただし、以下の理由からそれぞれの位置づけは見直すこととする。

施策優先度評価会議：社会状況や外的要因を加味して優先度を決めていること及び施策の優先度に留まらず、新しい行政課題とその対策等を議論できるようにするため

行政経営方針：施策評価のみではなく、社会状況を踏まえて優先的・重点的に取り組むべき施策を決める形に変更するため

7 外部評価について

外部評価を行うにあたっては、内部評価が適切に行われていることが必要であるため、一旦休止し、まずは内部評価の適切な運用に努めることとする。

※変更後の行政評価の実績を踏まえ、外部評価は令和7年度をメドに再開できるよう、運用について検討していくこととする。

8 今後のスケジュール

時期	内容
令和5年 7月	行財政健全化推進本部会議に意見聴取
7～8月	各課に対し意見照会
8～9月	行政評価の見直し(案)について施策等評価委員会に対し諮問
10月	施策等評価委員会から行政評価見直し(案)に関する答申
10～11月	答申を受けて修正した行政評価の見直し(案)について行財政健全化推進本部会議で確認
令和5年12月～ 令和6年3月	評価方法・評価の視点等に係る通知・様式等を作成
令和6年4月～	見直し後の行政評価を開始

以上